

情報発信強化事業 企画提案実施要領

1. 趣旨

情報量の増加や利用者のニーズの多様化により、ホームページの管理・運営には、簡単、迅速な情報提供が求められている。災害時対策（新型コロナウイルス感染症関連情報を含む）の情報発信や外国人向けの多言語対応、スマートフォン、タブレット端末等への対応、ウェブアクセシビリティの向上、セキュリティ対策の向上など様々な課題が生じている。

この課題を解決し、更なるホームページの利活用を促進することにより、情報発信強化を行うため、村公式ホームページの全面リニューアルを行う。

2. 一般事項

(1) 事業名称

情報発信強化事業

(2) 業者選定方法

公募による企画提案方式を行う。情報発信強化事業の企画提案書等必要書類の提出による優れた提案を広く求め、情報発信強化事業審査委員会（以下「委員会」とする。）において審査し、価格評価のみならず、企画提案書やヒアリング内容等を総合的に判断し、最も評価の高い提案を選定するものである。

(3) 担当部署

北大東村役場 総務課 担当：知花

〒901-3992 沖縄県島尻郡北大東村字中野218番地

TEL 09802-3-4001

FAX 09802-3-4406

3. 企画提案に関する事項

(1) 業務に関する特質等 別途掲載予定の「企画提案仕様書」による。

(2) 実施期間 契約締結日から令和4年2月末日まで

(3) 業務実施場所 北大東村内ほか

(4) 予算額 示さない

4. 企画提案事務手順

(1) 公告

この事業に係る企画提案する事業者を公募する。

(2) 企画提案の申込

本事業へ企画提案を希望する事業者は「企画提案申込書」及びその他必要書類を令和3年5月21日（金）午後5時までに北大東村役場総務課まで郵送すること。

(3) 現場説明会

現場説明会については開催しないものとする。

(4) 質問の提出

この企画提案実施要領や仕様書等に関する質問は下記のメールアドレスへ送信すること。電話や来庁等の口頭での質問、またはFAXでの質問は受け付けない。

E-mail : kaoru.c@vill.kitadaito.okinawa.jp

(5) 質問への回答

質問に対する回答は、提案者全員に随時メールにて回答する。

5. 企画提案書提出期日及び提出場所

令和3年6月11日（金）午後5時までに、北大東村役場総務課まで郵送すること。
期日までに提出がなかった場合は、辞退したものと見なす。

6. 企画提案書作成方法

(1) 用紙は全てA4判とし、横置き、横書き（上綴じ）、プレゼンテーション形式として製本すること。

但し、図表など表現の都合上、用紙の方向を一部変更したり、記述方法を一部縦書きとしたりすることは差し支えないこととする。

(2) 枚数は、A4 概ね20枚程度とする。

(3) 頁番号は、資料が読みやすいように配慮する。

(4) 提出部数

ア 正本（袋綴じ） 1部

イ 副本（加除可能なバインダー等に綴じる） 1部

ウ 正本と同一内容の電子データ（CD-R） 1枚

7. プレゼンテーション

提案書を提出した業者は、令和3年6月15日（火）から6月18日（金）の間で、プレゼンテーションを実施する。

時間は質問時間も含め、1時間30分以内とする。

なお、応募が1事業者のみの場合でもプレゼンテーションを実施する。

【企画提案書提出書類一覧】

No.	名称	提出に際しての注意事項等
(1)	企画提案書	
(2)	初期導入費用見積書	
(3)	現行ページ移行費見積書	1ページ当たりの移行費を提示すること。
(4)	運用保守管理等見積書	導入後5カ年分を提示すること。
(5)	その他資料	提案に必要な書類があれば添付する。

8. 各見積書について

(1) それぞれの見積書の様式は指定しない。

(2) 現行ページ移行費見積書は1ページA4サイズ相当として見積ること（初期導入費用見積書に記載済みの場合も別途提出すること）。

(3) 運用保守管理等見積書は単純に1年分を5倍する場合でも、各年毎に各費用を記載し、5年分の総額も提示すること。

9. 提出後の扱いについて

(1) 提出した企画提案書等及び提案資料は、返却、引き換え、変更・加筆又は取り消しすることはできない。但し、提出期限内の対応は可能。

(2) 提出後に村からの指示により変更・加筆してもらうことがある。

(3) 提出された企画提案書は、企画提案の選考以外には無断で使用しないこととする。

(4) 提出された企画提案書は選定作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。

10. 審査方法及び契約者の選定について

審査方法は、企画提案説明を行った者の中から最優秀事業者を委員会において決定する。

1 1. 審査結果及び業者選定結果の通知

提案者に書面により通知する。(令和3年6月末頃を予定。)

1 2. 契約について

契約額については、提出見積額ではなく、村との内容調整等により増減することがある。

1 3. その他

- (1) 提案等に係る一切の費用は、提案者の負担とする。
- (2) プレゼン終了後も必要に応じてヒヤリング調査等を行うこともある。
- (3) 審査内容及び審査経過については、公表しない。
- (4) 応募の辞退をする場合には「応募辞退届」を提出すること。
- (5) 次のいずれかに該当する参加者は無効とする。
 - ア 企画提案公告等に示した参加者に必要な資格のない者が行った応募
 - イ 企画提案参加申込書等に虚偽の記載をした者が行った応募

スケジュール表

頁 番	件 名	提出期日及び通知日
(1)	公 告	令和3年4月23日(金)
(2)	企画提案申込書の提出期限	令和3年5月21日(金)午後5時
(3)	質問受付開始	令和3年4月23日(月)午前9時 令和3年6月4日(金)午後5時
(4)	企画提案書の提出期限	令和3年6月11日(金)午後5時
(5)	企画提案説明会	令和3年6月15日(火)から 令和3年6月18日(金)まで
(6)	審査結果通知	令和3年6月25日(金)までに
(7)	契約の締結	令和3年7月1日
(8)	事業完了	令和4年2月末日

※スケジュールについては予定であり、変更されることもある。